

使用済み乾電池及び蛍光管の運搬・処理・処分業務委託 仕様書

1 目的

水銀用廃製品（廃乾電池及び廃蛍光管等）に含まれている有害物質及び有用な資源の回収及びリサイクルを目的とする。

2 契約期間

契約日から令和7年3月31日まで

3 搬出場所

肝属地区清掃センター（鹿児島県鹿屋市串良町下小原 3893 番地 8）

4 搬出予定数量

(1) 乾電池 約 36,000 k g

(2) 蛍光管 約 14,000 k g

5 業務内容

※水銀使用廃製品（廃乾電池及び廃蛍光管等）の処理処分・リサイクルまでの業務

(1) 受託者は委託者の搬出場所から収集運搬した水銀使用廃製品の運搬・処理・処分、リサイクルまでの業務を安全、確実、適正に履行するもの

(2) 受託者は、水銀使用廃製品を焙焼処理することとし、焼却処理・熔融処理・蒸留処理等はしてはならない。そのため受託者は、一般廃棄物処理施設設置許可証又は産業廃棄物処分業許可証を提出すること。

(3) 廃乾電池とは、アルカリ・マンガン電池・ボタン電池等を対象とするが、混入してしまう充電式電池であるリチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池、その他水銀体温計・水銀血圧計、鏡等も回収すること。

(4) 廃蛍光管等は、直管型・環型・電球型蛍光管等を対象とするが、混入してしまう白熱電球、点灯管、水銀灯、H I Dランプ、L E Dランプ等も回収すること。

(5) 受託者は、平成 27 年 2 月 6 日付けの「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（答申）」及び平成 27 年 12 月 1 日付けの「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の第 17 条の内容を満たすため、受託者は廃乾電池等の構成成分である鉄、亜鉛、マンガン等の他、水銀についても回収し、水銀については 100%回収・リサイクルすることとし、廃蛍光管等も同様にその構成成分であるガラス、アルミニウム等の他、水銀についても回収・リサイクルすること。

(6) 受託者は、水銀使用廃製品に含まれる水銀の処理に関して、リサイクルルート（水銀の販売等）を確立していることとし、水銀をリサイクルしていることを示す書類を委託者に提出すること。

(7) 水銀は毒物及び劇物取締法により毒物に指定されており、毒物製造の登録を受けた事業所によって適正に処理若しくは販売するものとし、これを証とするため毒物劇物製造業登録票か毒物劇物販売業登録票を委託者に提出すること。

6 報告書作成

業務委託完了後、受託者は処理量を明記した処理実績報告書を作成し、委託者へ提出すること。

7 受託者の責務

(1) 受託者は、受託業務を安全、確実、適正に履行すること。

(2) 受託業務の実施に当たり、委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者がその責を負う。

(3) 受託者は常に最大の注意をもって受託業務の履行に当たり、これに係る諸法令を遵守すること。

8 その他

この仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方で協議の上、決定する。